



2021年12月24日

各 位

会 社 名 ギグワークス株式会社  
本社所在地 東京都港区虎ノ門二丁目10番1号  
代 表 者 代表取締役社長 村田 峰人  
(コード番号：2375 東証第二部)  
問 合 せ 先 取締役執行役員  
管理本部長 小島 正也  
(TEL 03-6832-3260)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年1月28日開催予定の第45期（2021年10月期）定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、更には取締役会が業務執行の決定を広く取締役に委任することを可能とすることで、業務執行と監督を分離するとともに、経営の意思決定を迅速化し、更なる企業価値の向上を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、その他所要の修正を行うものであります。

##### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。（下線部は変更部分）

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	2022年1月28日（金）
定款変更の効力発生予定日	2022年1月28日（金）

以 上

## 2. 変更の内容

変更内容は以下の通りであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条～第 3 条 <条文省略>	第 1 条～第 3 条 <現行どおり>
(機関) 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 ①取締役会 ②監査役 ③監査役会 ④会計監査人	(機関) 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 ①取締役会 ② <u>監査等委員会</u> <削除> ③会計監査人
第 5 条 <条文省略>	第 5 条 <現行どおり>
第 2 章 株式	第 2 章 株式
第 6 条～第 11 条 <条文省略>	第 6 条～第 11 条 <現行どおり>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当会社に取り締役11名以内を置く。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は株主総会において選任する。</p> <p style="padding-left: 40px;">② &lt;条文省略&gt;</p> <p style="padding-left: 40px;">③ &lt;条文省略&gt;</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当会社に取り締役(監査等委員である取締役を除く。)11名以内を置く。</p> <p style="padding-left: 40px;">② <u>当会社</u>に監査等委員である取締役4名以内を置く。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p style="padding-left: 40px;">② &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="padding-left: 40px;">③ &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="padding-left: 40px;">③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(補欠の監査等委員である取締役の選任)</p> <p>第21条 <u>法令又は定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p style="padding-left: 40px;">② <u>補欠の監査等委員である取締役の選任については、第19条の規定を準用する。</u></p> <p style="padding-left: 40px;">③ <u>第1項により選任された補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第21条           ＜条文省略＞</p> <p>②取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>③取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会の定める取締役会規程による。</p> <p style="text-align: center;">＜現行定款第21条第2項から移設＞</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p style="text-align: center;">＜現行定款第21条第3項から移設＞</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第22条           ＜条文省略＞</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条           ＜条文省略＞</p>	<p>(補欠の監査等委員である取締役選任に係る決議の効力)</p> <p>第22条 前条に定める補欠の監査等委員である取締役の選任決議は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時まで効力を有する。ただし、株主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条           ＜現行どおり＞</p> <p style="text-align: center;">＜変更案第24条第1項へ移設＞</p> <p style="text-align: center;">＜変更案第25条へ移設＞</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>②取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を招集することができる。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会の定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条           ＜現行どおり＞</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第27条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第28条           ＜現行どおり＞</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等)</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益(以下、「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益(以下、「報酬等」という)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>(員数)</p> <p>第26条 <u>当会社に監査役4名以内を置く。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>(選任)</p> <p>第27条 <u>監査役は株主総会において選任する。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>②<u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>(任期)</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>第28条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>②<u>任期の終了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の終了する時までとする。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>(常勤監査役)</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>第29条 <u>監査役会は、その決議によって常勤監査役若干名を選定する。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>第30条 <u>監査役会の招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する、但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>②<u>監査役会全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を招集することができる。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(報酬等)</u>  <u>第31条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u>  <u>第32条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u>  <u>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p>
<p><u>(補欠監査役)</u>  <u>第33条 法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u>  <u>②補欠監査役の選任については、本定款第27条の規定を準用する。</u>  <u>③第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p>
<p><u>(補欠監査役選任の効力)</u>  <u>第34条 前条に定める補欠監査役の選任決議は、当該決議後4回目開催する定時株主総会の開始の時まで効力を有する。ただし、株主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u></p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>(常勤監査等委員)</u></p>
	<p><u>第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">＜新設＞</p>	<p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p>
	<p><u>第32条 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p style="text-align: center;">＜新設＞</p>	<p style="text-align: center;"><u>②監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を招集することができる。</u></p>
<p style="text-align: center;">＜新設＞</p>	<p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会規則)</u></p>
	<p><u>第33条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p>
<p>第<u>35</u>条～第<u>36</u>条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>第<u>34</u>条～第<u>35</u>条 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>(会計監査人の報酬等)</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p>
<p>第<u>37</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p>第<u>36</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
<p>第<u>38</u>条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>第<u>37</u>条 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p style="text-align: center;">第7章 計算</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計算</p>
<p>第<u>39</u>条～第<u>42</u>条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>第<u>38</u>条～第<u>41</u>条 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p style="text-align: center;">＜新設＞</p>	<p style="text-align: center;"><u>附則</u></p>
<p style="text-align: center;">＜新設＞</p>	<p style="text-align: center;"><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p>
	<p><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、第45期(2021年10月期)定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、免除することができる。</u></p>